

都市と緑・農の共生を目指して

国土交通省 大臣官房審議官 五十嵐康之



公園緑地行政では、都市の中の緑のストックである、全国で約 13 万 ha の都市公園、約 1.2 万 ha の生産緑地、これらグリーンインフラの機能発揮を通じた国民生活の質 (QOL) の向上、Well-being の実現、SDGs への貢献が大きなテーマとなっています。

このうち、都市農地の大きな転機の一つとなったのが、平成 27 年制定の都市農業振興基本法、これに基づく平成 28 年策定の都市農業振興基本計画です。基本計画において、都市農地の位置づけを「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」に大きく転換し、都市農地の保全及び都市農業の振興を強力に進めていくことを明らかにしたことは、その後の国土交通省、農林水産省が緊密に連携した政策展開に大きな意義を有しています。また、平成 29 年の生産緑地法改正では、基本計画の実現にあたり、都市農地の保全の柱である生産緑地について、①指定面積要件の引き下げ (300m²)、②税制特例措置を 10 年間延長する「特定生産緑地制度」の創設、③農家レストランや直売所等の設置を可能にする建築規制緩和等を行いました。翌平成 30 年には、貸借により都市農地を有効活用するための貸借制度も法的に整備されました。

同時期に、国土交通省では「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を立ち上げ、①ストック効果をより高める、②民との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなす、を 3 つの重視すべき観点としてとりまとめました。そして、前述の生産緑地法の改正と同時に都市公園法、都市緑地法を改正し、民間活力による都市公園の整備等を促す Park-PFI 制度や市民緑地認定制度を創設し、公園緑地による地域の活性化を進めています。

このように、都市公園や都市農地の保全・活用を促す制度の整備がなされましたが、その後の新型コロナウイルス感染症拡大やデジタル化の急速な進展など、公園緑地を取り巻く社会経済状況は大きく変化してきました。ポストコロナ時代における人中心のまちづくりへの機運が高まる中、自然環境の有する多様な機能を活用するグリーンインフラの推進や健康的な生活の実現等、社会的課題の解決に向けて都市農地を含む緑のオープンスペースの果たすべき役割や国民の期待はますます高まりつつあります。国土交通省では令和 4 年に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を立ち上げ、民との連携による、より柔軟に都市公園等を使いこなすための質の高い管理運営のあり方等について議論を進めています。都市農地についても、指定後 30 年経過する生産緑地の約 9 割が特定生産緑地に指定見込みであり、その保全・活用を持続的に進めていくことが必要です。

さらに、直近の取組としては、令和 9 (2027) 年の横浜市における国際園芸博覧会の開催に向けた準備を進めています。開催予定地である旧上瀬谷通信施設は、横浜市内においてまとまった農地が残っている地域であり、「幸せを創る明日の風景」というテーマとともに、「花き園芸文化の振興等を通じた農業・農村の活性化」も開催意義となっており、花・緑・農に関連した多様な屋内外の展示、コンペティション、行催事等が計画されるなど、園芸博が日本の都市における農の発信の場にもなります。開催に向けて、皆様の積極的なご参画とご支援をお願いします。